

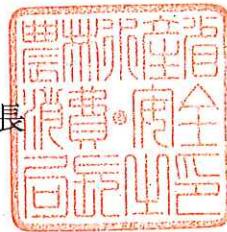


元消安第5645号  
令和2年3月11日

写

公益社団法人緑の安全推進協会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



### 被覆を要する土壤くん蒸剤の適正な取扱いの徹底について

平素より、農薬行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

土壤くん蒸剤については、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年農林水産省・環境省令第5号）第8条で被覆を要する農薬として規定されている、クロルピクリンを含有する農薬を始めとして、その適正な取扱いについて、これまででも都道府県等を通じた指導をお願いしているところです。

しかしながら、依然として、農薬使用者が適切に被覆を行わなかったこと等を主な原因とする事故が、毎年報告されていることから、被覆を要する土壤くん蒸剤については、その使用する機会に合わせ、改めて、その適正な取扱いを徹底する必要があります。

については、農薬使用者に対して農薬の適正な取扱いに関する指導の一層の強化を図るために、都道府県に対し、別紙のとおり指導及び調査を行うよう依頼しましたので、御了知いただくとともに、特段のご協力をお願いいたします。

写

元消安第5645号  
令和2年3月11日

各地方農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北海道農政事務所長 } 殿

(農林水産省) \*1消費・安全局長

### 被覆を要する土壤くん蒸剤の適正な取扱いの徹底について

土壤くん蒸剤については、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」(平成15年農林水産省・環境省令第5号)第8条で被覆を要する農薬として規定されている、クロルピクリンを含有する農薬(以下「クロルピクリン剤」という。)を始めとして、その適正な取扱いについて、これまででも都道府県等を通じた指導をお願いしているところである。

しかしながら、依然として、農薬使用者が適切に被覆を行わなかったこと等を主な原因とする事故が、毎年報告されていることから、被覆を要する土壤くん蒸剤については、その使用する機会に合わせ、改めて、その適正な取扱いを徹底する必要がある。

については、農薬使用者に対して農薬の適正な取扱いに関する指導の一層の強化を図るために、都道府県が開催する講習会、ホームページ、チラシ等でクロルピクリン剤の使用に伴う留意事項を周知するとともに、特に、下記の事項について、農業者団体等の関係者と連携し、各地域の状況に応じたよりきめ細かな指導を行うよう、(貴局管下都道府県) \*2に対し指導をお願いする。

また、クロルピクリン剤の使用実態や、現場での指導方法について、(貴局管下都道府県) \*2に対し別添様式により調査を行うこととするので、管下の各地域の実態を総点検して、結果を基に改めて指導を徹底するとともに、調査結果の報告を依頼するようお願いする。

なお、その他の土壤くん蒸剤についても、その適正な取扱いに十分注意することを併せて周知、指導いただくようお願いする。

### 記

- 1 クロルピクリン剤を使用する場合は、施用直後に被覆を完全に行うこと。
- 2 ビニールハウス等の施設での栽培においては、施設内であっても施用直後に被覆を完全に行い、臭気が残っている期間は施設内に人が立ち入らないようにすること。

- 3 使用場所や周辺の状況に十分配慮して防除を行うこと。特に、住宅地等に近接する場所においては、クロルピクリン剤の使用以外の防除方法を検討すること。  
やむを得ず、クロルピクリン剤を使用する場合は、農薬の揮散によって周辺住民等に健康被害が生じないよう、適正な材質及び厚さの資材を用いて被覆を完全に行うなど最大限注意するとともに、事前に周辺住民に対して十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。
- 4 たばこ栽培に使用される深層土壤くん蒸処理に当たっては、その処理法に適した機材を使用し、薬液注入の深さや注入後の土壤鎮圧等に十分注意すること。

\*<sup>1</sup>：内閣府沖縄総合事務局長宛のみ記載する。

\*<sup>2</sup>：北海道農政事務所長宛は「北海道」、関東農政局長宛は「貴局管下各都県」、近畿農政局長宛は「貴局管下各府県」、その他の各地方農政局長宛は「貴局管下各県」、内閣府沖縄総合事務局長宛は「沖縄県」と記載する。

省令で被覆を要する農薬として規定されている土壤くん蒸剤（クロルピクリン剤）の  
使用実態等に関する調査実施要領

① 省令で被覆を要する農薬として規定されている土壤くん蒸剤（クロルピクリン  
剤）の各都道府県における使用実態及び指導状況について（様式1）

本様式は、各地域の単位農協や部会の防除暦、主要な法人の栽培体系等、各都道府  
県が把握し得る営農に関する情報に基づき、クロルピクリン剤の使用が見込まれる地  
域ごとに記載してください（1つの地域に複数の主な作物がある場合は分けても可）。

「使用実態」について、農家戸数は、クロルピクリン剤の使用の有無を問わず、当  
該産地の農家戸数を記載した上で、当該産地の使用農家戸数やクロルピクリン剤取扱  
量の概数が分かる場合は、併記してください。主な作物名は、施設栽培の場合は、作  
物名の後に「（施設）」と記載してください。

「被覆の実施・指導状況」について、被覆の実施状況は、「完全に実施（10割）」「  
一部で実施していない（8～9割が実施）」「あまり実施していない（4～7割が  
実施）」及び「ほとんど実施していない（3割以下が実施）」とし、「完全に実施」  
以外の場合には、所定の各欄に当該地域で被覆を実施していない主な理由及び当該地  
域で行う改善指導の内容（手法、規模、頻度等）を記載してください。不明な部分が  
ある場合には、理由を含む詳細な事情を記載してください。

② 省令で被覆を要する農薬として規定されている土壤くん蒸剤（クロルピクリン  
剤）の各都道府県における使用・指導に係る課題について（様式2）

本様式は、都道府県ごとに記載してください（産地ごとではありません。1つの都  
道府県で複数の課題等がある場合は分けても可）。

<共通事項>

本調査は、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年農林  
水産省・環境省令第5号）第8条で被覆を要する農薬として規定されている、クロル  
ピクリンを含有する農薬（混合剤を含むクロルピクリン剤）を対象とします。

様式1及び様式2は、個人、法人、産地及び都道府県の特定につながる情報を除き、  
各都道府県の指導の強化に活用いただくため、農林水産省で整理した情報を各都道府  
県担当者に共有します。なお、個人、法人、産地及び都道府県の特定につながる情報  
は不開示情報とし、調査の個票を含め、公表しません。

調査期限は、①及び②とも令和2年3月31日（火）とします。期限までに提出が  
できない特段の事情がある場合には、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対  
策室まで速やかに連絡してください。

（以 上）

## (様式1)

## ①省令で被覆を要する農業として規定されている土壤くん蒸剤(クロルピクリン剤)の各都道府県における使用実態及び指導状況について

都道府県名	產地 (地域又は単位農協)名	使用実態		被覆の実施・指導状況		周辺環境	
		農家戸数 (*)	主な作物名 (*)	クロルピクリン剤の 主な使用時期	被覆の実施状況 (※)	被覆の実施が 不十分である場合 の改善指導(※)	今後の指導の 改善に向けた 取組方針
				<以下より選択>		<以下より選択>	
				完全に実施 一部で実施していない あまり実施していない ほとんど実施していない		一部有り 無し	

【記載例】	使用実態				被覆の実施・指導状況		周辺環境	
	都道府県名	產地 (地域又は単位農協)名	農家戸数 (*)	主な作物名 (*)	クロルピクリン剤の 主な使用時期	被覆の実施状況 (※)	被覆の実施が 不十分である場合 の改善指導(※)	有り、一部有り の場合は、 現在行っている 指導の内容
〇〇県	〇〇地区 (JA○○管内)	500戸	ごぼう	4～5月頃	完全に実施	-	有り	使用時期前に周 辺住民への説明。 JAと協力して被覆 の実施研修を実施。
〇〇県	△△地区 (JA△△管内)	200戸 (うち取扱量50戸、 JAの取扱量800kg/ 年)	ほうれんそう (施設)	10～11月頃	一部で実施してい ない	住宅等から離れて いるため被覆は不 要と考える農家が 存在。	年2回、「ほうれん そう部会」の会員家 を対象として、クロ ルピクリン適正使 用のための講習 会を実施。	広範囲に余裕を 持つて前周知を 実施。クリン代替剤の購 入を一部補助。

(\*)農家戸数は、クロルピクリン剤の使用の有無を問わず、当該産地の農家戸数が分かる場合は、併記してください。主な作物名は、施設栽培の場合は、作物名の後に「施設」と記載してください。

(※)被覆の実施状況は、「完全に実施していない(8～9割が実施)」及び「一部で実施していない(4～7割が実施)」とし、「完全に実施していない(3割以下が実施)」とし、「完全に実施していない(1割以下が実施)」とし、「未実施」。

(注) 様式1は、各地域の単位農協や都道府県の執行部が記載する際の参考用に記載して下さい。(1つの地域に複数の主な作物がある場合は分けでも可)。

## ②省令で被覆を要する農業として規定されている土壤くん蒸剤(クロルピクリン剤)の各都道府県における使用・指導に係る課題について

都道府県名	現状		課題		今後の取組	
	都道府県として現在行っている指導の内容	適正な取扱いの指導を進めるに 当たっての課題	課題の背景	今後の指導・取扱いの改善に向けた取組方針	国への意見・要望	その他特記事項

【記載例】	現状		課題		今後の取組	
	都道府県名	都道府県として現在行っている指導の内容	適正な取扱いの指導を進めるに 当たっての課題	課題の背景	今後の指導・取扱いの改善に向けた取組方針	国への意見・要望
〇〇県	販売ルート(系統、商系)を通じ、適正使用のチラシを配布。	クロルピクリン剤を使用するほ場周辺の住民から県への苦情が多い。	ほ場の近くに、新規に住宅が建設される事例が多い。	周辺住民の理解を得るために、住民説明会の開催を検討。	-	-
〇〇県	毎年度の農業危害防止運動期間中に、クロルピクリン剤を販売している農業者に対する講習会を開催。JAと協力して、被覆の必要性・安全性、効果を個別に説明・強く指導。	県等の指導者が行き届きにくい農業者がいる。	系統外に出荷者等で農業を通じた情報の参加を促す。報酬が伝わる農業者が増加。	販売店を通じた周知を強化し、講習会等の指導の機会へ	の認知度テストを実施。	-

(注) 様式2は、都道府県ごとに記載して下さい。(産地ごとではありません) 1つの都道府県で複数の課題等がある場合は分けて也可)。